(2)　責任（第二章関係）
　指定された事業体の責任及び賠償金、加盟国及び指定された事業体の免責、差出人の責任等について規定している。
(3)　通常郵便に関する特別規定（第三章関係）
　外国における通常郵便物の差出しについて規定している。
(三)　補償金（第三部）
(1)　通常郵便に関する特別規定（第一章関係）
　到着料及びその料率、業務の質を改善するための基金、継越料等について規定している。
(2)　その他の規定（第二章関係）
　航空運送料、小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金並びにこれらの料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限等について規定している。
(四)　最終規定（第四部）
　この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件、大会議の際に提出される留保並びにこの条約の効力発生及び有効期間について規定している。
2　最終議定書
　条約の規定に対する留保を内容としている。
　我が国は、盲人用郵便物についての郵便料金の免除について留保を付し、また、外国における通常郵便物の差出しについて一部の加盟国から付された留保規定について留保を付している。（第三条及び第一二条関係）

◇**郵便送金業務に関する約定**（条約第一六号）（外務省）
　この約定は、郵便送金業務に関する事項について所要の変更を加えるため、現行の約定を更新するものであり、その概要は、次のとおりである。
1　総則（第一部第一章）
(一)　この約定が対象とする郵便送金業務の範囲について規定している。（第一条関係）
(二)　この約定において使用される用語を定義している。（第二条関係）
(三)　加盟国は、郵便送金業務を監督する政府機関及び業務を実施する指定された事業体の名称及び所在地を連合に通報する旨規定している。（第三条関係）
(四)　加盟国及び指定された事業体の役割を規定している。（第四条及び第五条関係）
(五)　資金の所属、資金洗浄等に係る犯罪への対処、秘密性及び個人情報の利用並びに技術的中立性（郵便送金業務の提供が特定の技術の利用に依存しないこと）について規定している。（第六条～第九条関係）
2　一般原則及び業務の質（第一部第二章関係）
　ネットワークを通じた利用の容易さの確保、資金の分離、郵便送金指図の実施、料金の設定等郵便送金業務に関する一般原則及び業務の質について規定している。
3　電子データ交換に関する原則（第一部第三章関係）
　相互運用性のあるシステムを用いた電子データの交換、電子データ交換の安全性の確保等について規定している。
4　郵便送金指図の処理（第二部第一章関係）
　郵便送金指図の預入れ、入力及び送達に係る条件についてはこの約定の施行規則に定めること並びに受取人の本人確認及び資金の引渡し、限度額及び払戻しについて規定している。
5　調査請求及び責任（第二部第二章関係）
　調査請求及び指定された事業体の責任について規定している。
6　財務関係（第二部第三章関係）
　会計規則及び財務規則並びに決済及び清算について規定している。
7　経過規定及び最終規定（第三部）
　留保、この約定に明文の定めのない事項については万国郵便条約を準用すること、この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件、この約定の効力発生等について規定している。

政　令

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十八号

　安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

　内閣は、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十九号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

　安全保障会議設置法等の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十六年一月七日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十九号

　安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

　内閣は、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十九号）の一部の施行に伴い、並びに内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の三第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（内閣官房組織令の一部改正）

第一条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

　第三条第二項中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

　第七条第一項中「内閣総務官室、」の下に「国家安全保障局、」を加える。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第二条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

　第一条第一項の表内閣の機関の項中「八八四人」を「八九四人」に改め、同表合計の項中「二九六、七八四人」を「二九六、七九四人」に改める。